

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。)は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第12条第1項の規定に基づき、チョコレート利用食品の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約において「チョコレート利用食品」とは、チョコレート類を利用したチョコレートスプレッドA、チョコレートスプレッドB、チョコレートシロップ、チョコレートフラワーペースト、チョコレートコーティング及びチョコレートドリンクであって、それぞれ次に掲げる基準に適合したものをいう。</p> <p>2 この規約において「チョコレートスプレッドA」又は「チョコレートスプレッドB」とは、チョコレート類を原料とし、必要により糖類、食用油脂、乳製品、香料その他の可食物を加え、混合溶解して製造したペースト状の食品であって、それぞれ次に掲げる基準に適合したものをいう。</p> <p>(1) チョコレートスプレッドA</p> <p>カカオマスが全重量の7パーセント以上又はココアバターが全重量の4パーセント以上のもの。ただし、カカオマスを使用したものであって、これに乳製品を加えたものにあつては、カカオマスが全重量の5パーセントを下らず、かつ、乳固形分との合計が7パーセントを下らない範囲内で、カカオマスの代りに、乳製品を使用することができる。</p> <p>(2) チョコレートスプレッドB</p> <p>カカオ分が3.5パーセント以上又はココアバターが2パーセント以上のもの。ただし、チョコレートスプレッドAに該当するものを除く。</p> <p>3 この規約において「チョコレートシロップ」とは、チョコレート類及び糖類を原料とし、必要により乳製品、食用油脂、香料その他の可食物を加え、混合溶解して製造した流動性のある食品であつて、カカオ分が全重量の8パーセント以上のものをいう(チョコレートスプレッドA及びチョコレートスプレッドBに該当するものを除く。)。ただし、乳製品を加えたものにあつては、カカオ分が全重量の5パーセントを下らず、かつ、乳固形分との合計が8パーセントを下らない範囲内</p>	

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>で、カカオ分の代りに、乳製品を使用することができる。</p> <p>4 この規約において「チョコレートフラワーペースト」とは、チョコレート類及び小麦粉又は澱粉を原料とし、必要によりナッツ類又はその加工品、糖類、食用油脂、乳製品、香料その他の可食物を加え、混合、加熱糊化して製造し、パン又は菓子に充填又は塗布するペースト状の食品であって、カカオ分が全重量の3.5パーセント以上（業務用のもので、チョコレート利用食品の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に掲げるものにあつては2.5パーセント以上）のものをいう。</p> <p>5 この規約において「チョコレートコーティング」とは、チョコレート類を原料とし、必要により糖類、食用油脂、乳製品、香料その他の可食物を加え、精練、調温して製造し、カカオ分が全重量の8パーセント以上又はココアバターが全重量の2パーセント以上のものをいう（チョコレート生地及び準チョコレート生地に該当するものを除く。）。ただし、乳製品を加えたものにあつては、カカオ分が全重量の5パーセントを下らず、かつ、乳固形分との合計が8パーセントを下らない範囲内で、カカオ分の代りに、乳製品を使用することができる。</p> <p>6 この規約において「チョコレートドリンク」とは、チョコレート類を原料とし、必要により糖類、乳製品、食用油脂、香料その他の可食物を加え、混合、均質化して製造し、そのまま、又は希釈して飲用に供するものであつて、カカオ分が全重量の0.5パーセント以上のものをいう。ただし、飲用乳の表示に関する公正競争規約の適用を受けるものを除く。</p> <p>7 この規約において「チョコレート類」とは、チョコレート生地、準チョコレート生地、カカオマス、ココアバター、ココアケーキ、ココアパウダー（ココア）及びカカオエキスパウダーをいう。</p> <p>8 この規約において「チョコレート生地、準チョコレート生地、カカオマス、ココアバター、ココアケーキ及びココアパウダー」とは、それぞれチョコレート類の表示に関する公正競争規約に規定するものをいうものとする。</p> <p>9 この規約において「カカオエキスパウダー」とは、カカオニブ、カカオマス、ココアバター、ココアケーキ又はココアパウダーから抽出濃縮したカカオエキスを粉末状にしたものをいう。</p>	

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>10 この規約において「糖類」とは、蔗糖（砂糖）、ぶどう糖、果糖、麦芽糖、転化糖、乳糖、液糖、水飴、糖蜜、果糖ぶどう糖液糖、コーンシロップ、その他これらに類するものをいう。</p> <p>11 この規約において「乳製品」とは、クリーム、バター、バターオイル、チーズ、濃縮乳、無糖練乳、無糖脱脂練乳、加糖練乳、加糖脱脂練乳、全粉乳、脱脂粉乳、クリームパウダー、ホエイパウダー、バターミルクパウダー、加糖粉乳、発酵乳、発酵乳パウダー、ミルククラム、ブロックミルク及び牛乳(ただし、成分を再構成したものを除く。)をいう。</p> <p>12 この規約において「カカオ分」とは、カカオニブ、カカオマス、ココアバター、ココアケーキ、ココアパウダー（香料その他のものを含まないもの）及びカカオエキスパウダーの水分を除いた合計量をいう。</p> <p>13 この規約において第2条第4項の「業務用」とは、製パン、製菓業者がパン又は菓子の原料として使用するものをいう。</p> <p>14 この規約において「事業者」とは、チョコレート利用食品を製造し、加工包装し、販売し、又は輸入して販売する事業者をいう。</p> <p>15 この規約において「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給するチョコレート利用食品の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示</p> <p>(2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。）</p> <p>(3) ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオン・サイン、アドバルーンその他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告</p> <p>(4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。）、映画、演劇又は電光による広告</p> <p>(5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。）</p>	

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(必要な表示事項)</p> <p>第3条 事業者は、施行規則に定めるところにより、チョコレート利用食品の容器又は包装に、次に掲げる事項を外部から見やすい場所に邦文で明りょうに一括して表示しなければならない。</p> <p>(1) 種類別名称</p> <p>(2) 原材料名</p>	<p>第1条 チョコレート利用食品の表示に関する公正競争規約(以下「規約」という。)第3条第1項に規定する必要な表示事項については、(1)に掲げる基準に基づき、(2)に掲げる様式により表示するものとする。</p> <p>(1) 基準</p> <p>ア 種類別名称</p> <p>(ア) 種類別名称の文字については、「種類別」、「名称」又は「品名」と表示することができる。</p> <p>(イ) 種類別名称については、規約第2条第1項に定めるチョコレート利用食品の名称を表示する。</p> <p>(ウ) 「チョコレートドリンク」については「チョコレートドリンク」の表示に代えて「ココア飲料」、「チョコレート飲料」又は「ココアドリンク」と表示することができる。</p> <p>イ 原材料名</p> <p>(ア) 原材料名については、使用した原材料をa及びbの区分により、次に定めるところにより表示すること。</p> <p>a 食品添加物以外の原材料については、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示する。ただし、2種類以上の原材料からなる原材料(以下「複合原材料」という。)については、当該複合原材料の名称の次に括弧を付して、当該複合原材料の原材料を当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の多いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示する。この場合において、複合原材料の製品の原材料に占める重量の割合が5パーセント未満のとき又は複合原材料の名称からその原材料が明らかなきときは、当該複合原材料の原材料の表示を省略することができる。</p> <p>b 食品添加物については、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)の定めるところにより表示する。</p> <p>(イ) チョコレート類、糖類及び乳製品については、単に「チョコレート類」、「糖類」又は「乳製品」と表示せず、規約第2条第7項、第10項及び第11項に規定する細目を表示する。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(3) 内容量</p> <p>(4) 賞味期限</p>	<p>(ウ) 食用油脂の名称については、植物性のものにあつては「植物油脂」、動物性のものにあつては「動物油脂」、植物性、動物性の油脂を混合して精製したのものにあつては「食用精製加工油脂」、ショートニングにあつては「ショートニング」及びマーガリンにあつては「マーガリン」と表示することができる。</p> <p>(イ) 乳製品の混合物であつて、乳製品の乳固形分が95パーセント以上、うち乳脂肪分が25パーセント以上含まれているものにあつては「全粉乳」、乳製品の乳固形分が95パーセント以上含まれているものにあつては「脱脂粉乳」と表示することができる。</p> <p>ウ 内容量</p> <p>内容量については、内容重量又は内容体積を表示することとし、内容重量にあつては「グラム」若しくは「キログラム」又は「g」若しくは「kg」で、内容体積にあつては「ミリリットル」又は「リットル」若しくは「ml」又は「l」の単位で表示する。</p> <p>エ 賞味期限</p> <p>(ア) 賞味期限は、容器又は包装の開かれていない製品がオにより表示された方法により保存された場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日を表示する。</p> <p>(イ) 製造から賞味期限までの期間が3月以内のものにあつては、次の例のいずれかにより表示する。</p> <p>a 平成17年4月1日</p> <p>b 17.4.1</p> <p>c 2005.4.1</p> <p>d 05.4.1</p> <p>e 170401</p> <p>f 050401</p> <p>(ウ) 製造から賞味期限までの期間が3月を超えるものにあつては、次の例のいずれかにより表示する。ただし、(イ)に定めるところにより記載することができる。</p> <p>a 平成17年4月</p> <p>b 17.4</p> <p>c 2005.4</p> <p>d 05.4</p> <p>e 1704</p> <p>f 0504</p> <p>(イ) 賞味期限を(2)に掲げる様式に従って表</p>

(7) 事業者の氏名又は名称及び住所

ことができる。

キ 事業者の氏名又は名称及び住所

表示を行う事業者の区分に応じ、次に掲げる事項を表示すること。

なお、食品衛生法（昭和22年法律第233号）並びに農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）の定めにより表示すべき者が異なる場合は、それぞれの者を記載すること。

(ア) 製造業者の場合

「製造者」の文字の後に、製造業者の氏名（法人の場合は、その名称。以下同じ。）及び住所並びに製造所所在地を表示する。なお、製造業者の住所と製造所所在地が同一の場合は、重複して記載する必要はない。ただし、製造者が厚生労働大臣に届け出た製造所固有の記号の表示をもって、製造所所在地の表示にかえることができる。

(イ) 加工業者の場合

「加工者」の文字の後に加工業者の氏名及び住所並びに加工所の所在地を表示する。なお、加工業者の住所と加工所所在地が同一の場合は、重複して記載する必要はない。

(ウ) 販売業者の場合

「販売者」の文字の後に、販売業者の氏名及び住所並びに製造所所在地及び製造者の氏名を表示する。ただし、製造者が販売者と連名で厚生労働大臣に届け出た製造所固有の記号の表示をもって、製造所所在地及び製造者の氏名の表示にかえることができる。

(エ) 輸入業者の場合（輸入品に限る。）

「輸入者」の文字の後に、輸入業者の氏名及び住所並びに輸入業者の営業所所在地を表示する。なお、輸入業者の住所と営業所所在地が同一の場合は、重複して記載する必要はない。

(2) 様式

種別名称
原材料名
内容量
賞味期限
保存方法
原産国名
製造者

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>2 事業者は、施行規則に定めるところにより、「チョコレート利用食品」である旨を表示しなければならない。</p> <p>ただし、「チョコレートドリンク」にあつては、「チョコレート利用食品」である旨の表示を省略することができる。</p> <p>3 事業者は、施行規則に定めるところにより、業務用のものにあつては、「業務用」である旨を表示しなければならない。</p> <p>4 事業者は、施行規則に定めるところにより、チョコレートドリンクについては、飲用上の注意及び希釈して飲用に供するものにあつては希釈倍数を表示しなければならない。</p>	<p>(備考)</p> <p>ア 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とする。</p> <p>イ 表示に用いる文字は、日本工業規格 Z 8305 (1962) に規定する(以下この施行規則において同じ。) 8 ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。ただし、容器又は包装の表示可能面積がおおむね150平方センチメートル以下のものにあつては、5.5ポイント以上の大きさの活字とすることができる。</p> <p>ウ 表示しない項目にあつては、この様式中その項目を省略する。</p> <p>エ この様式は縦書きとすることができる。</p> <p>オ この様式の枠を記載することが困難な場合は、枠を省略することができる。</p> <p>2 規約第3条第2項の規定により表示すべき「チョコレート利用食品」である旨の表示は、チョコレート利用食品の文字を楕円形の枠で囲み、主たる商品名を表示した面に表示する。</p> <p>3 規約第3条第3項の規定により表示すべき業務用である旨の表示は、チョコレートフラワーペーストについて業務用に使用するものでカカオ分が3.5パーセント未満のものにあつては、「業務用」の文字をチョコレート利用食品の文字の表示に併記する。</p> <p>4 規約第3条第4項の規定により表示すべきチョコレートドリンクについての飲用上の注意及び希釈用のものの表示は、次に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) 飲用上の注意</p> <p>次の例により表示するものとする。</p> <p>ア 開缶後はすぐお飲み下さい。</p> <p>イ よく振ってからお飲み下さい。</p> <p>ウ 缶のまま直接火にかけないで下さい。</p> <p>エ 炭酸入りのものにあつては、「あける前に振らないで下さい。」。</p> <p>(2) 希釈用のものの表示</p> <p>主として希釈して飲用に供するものにあつては、希釈後飲用に供する状態における希釈倍数を「○倍希釈」と商品名に併記する。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>5 商品の大きさ、形状その他の理由により、前項の表示が困難であるものについては、施行規則に定めるところにより、同項に掲げる事項の一部を省略し、又は同項に規定する方法以外の方法により、表示することができる。</p> <p>6 アレルギー物質を含む食品を原材料に使用している場合にあつては、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号へ及びトの定めるところにより表示しなければならない。</p> <p>7 紙製及びプラスチック製の容器又は包装への分別回収のための「識別マーク」は、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の規定に基づき表示しなければならない。 （特定事項の表示基準）</p> <p>第4条 事業者は、チョコレート利用食品に乳製品、ナッツ類、果物類、蜂蜜、コーヒーその他の原材料を使用している旨を商品名、絵、写真、説明文等で表示する場合は、施行規則に定める基準によらなければならない。ただし、次の場合はこの限りではない。</p>	<p>5 規約第3条第2項及び第3項に規定するチョコレート利用食品及び業務用の文字にあつては、次に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) 容器又は包装の面積が30平方センチメートルを超え、100平方センチメートル以下のものにあつては、8ポイントの活字以上</p> <p>(2) 容器又は包装の面積が100平方センチメートルを超え、200平方センチメートル以下のものにあつては、9ポイントの活字以上</p> <p>(3) 容器又は包装の面積が200平方センチメートルを超えるものにあつては、12ポイントの活字以上</p> <p>6 商品名又はチョコレート利用食品の文字を表示する場合にあつては、「チョコレート」の文字は、それぞれの表示の他の文字の書体、色調、大きさ等と同様のものとする。</p> <p>第2条 規約第3条第5項の「表示が困難であるもの」については、容器又は包装の面積が30平方センチメートル以下のものとし、種類別名称、内容量、原産国名並びに事業者の氏名又は名称及び住所を除く表示を省略することができる。</p> <p>第3条 規約第4条第1項に規定する基準量については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 乳製品にあつては、乳固形分が全重量の5パーセント以上。ただし、牛乳(ミルクと表示する場合を含む。)を使用している旨を表示する場合にあつては、乳固形分(うち乳脂肪分27パーセントの割合のもの)が全重量の5パーセント以上</p> <p>(2) ナッツ類、果物類にあつては、生ものに換算して全重量の5パーセント以上</p> <p>(3) 蜂蜜にあつては、全重量の2パーセント以上</p> <p>(4) コーヒーにあつては、コーヒー生豆に換算して全重量の1.5パーセント以上</p> <p>(5) はっか、香辛料、酒類、茶類及び乳酸菌飲料等にあつては、風味を特徴づけるのに十分な量</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(1) 果物類の香料を使用しているものについて、当該果物の香料を使用した旨を「香料使用」(は果物の名称)と商品名と同一視野内に明りょうに表示した場合</p> <p>(2) チョコレート利用食品公正取引協議会の承認を得た場合</p> <p>2 事業者は、チョコレート利用食品について、特定の出産地のも、有機農産物、有機農産物加工食品その他の使用した原材料が特色のあるものである旨を表示する場合には、次の各号に掲げる方法によらなければならない。</p> <p>(1) 次の各号に掲げるいずれかの割合を当該表示に近接した箇所又は当該原材料名表示の次に括弧を付して表示すること。</p> <p>ア 特色のある原材料の製品の原材料に占める重量の割合</p> <p>イ 特色のある原材料の特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類を合わせたものに占める重量の割合(この場合においては、この旨の割合であることを表示する。)</p> <p>(2) 特定の原材料の使用量が少ない旨を表示する場合には、特定の原材料が製品に占める重量の割合を当該表示に近接した箇所又は当該原材料名表示の次に括弧を付して表示すること。</p> <p>(3) チョコレート利用食品が有機又はオーガニックである旨の表示</p> <p>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)及び同法に基づく有機農産物加工食品の日本農林規格(平成12年農林水産省告示第60号)に定めるところにより表示すること。</p> <p>3 事業者は、チョコレート利用食品について、栄養成分又は熱量について表示する場合は、栄養表示基準(平成15年厚生労働省告示第176号)に定めるところによらなければならない。</p> <p>(不当表示の禁止)</p> <p>第5条 事業者は、チョコレート利用食品の取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) チョコレート利用食品でないものをチョコレート利用食品であると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(2) チョコレート利用食品をチョコレート類であ</p>	<p>2 前項各号の規定にかかわらず、チョコレートドリンクに使用した原材料にあっては、風味を特徴づけるのに十分な量</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>ると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(3) この規約に規定する定義又は規格に合致しない内容の製品について、それぞれ、それらのものであると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(4) 第4条第1項第1号の規定に基づきチョコレート利用食品に果物類の香料を使用している旨を表示している場合であって、あたかも果物類そのものを使用していると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(5) 「純正食品」、「純良」等当該チョコレート利用食品が純正である旨を意味する文言を客観的な根拠に基づかないで使用することにより、当該商品の品質が特に優良であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(6) 「無添加」、「全糖」、「〇〇省認可」その他これらに類する文言を客観的な根拠に基づかないで使用することにより、当該商品の品質が特に優良であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(7) チョコレート利用食品に使用した可食物について、その可食物を実際のものよりも著しく優良であり、又は実際のものよりも著しく多く含まれていると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(8) 賞でないものが賞であると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(9) 自己の取扱う他の商品又は自己の行う他の事業について受けた賞、推奨等を当該チョコレート利用食品について受けたものであると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(10) 官公庁、神社、仏閣その他著名な団体又は個人が購入又は推奨していると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(11) チョコレート利用食品の価格、取引条件又はチョコレート利用食品の取引に付随して提供する景品類の品質、内容その他の事項について実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく有利であると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(12) 輸入品でないものが輸入品であると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(13) 国産品でないものが国産品であると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(14) 他の事業者又は他の事業者に係るチョコレート利用食品を中傷し、誹謗するような表示</p> <p>(15) 伝統、歴史、製造技術、生産規模、生産設備、販売量、販売比率その他企業の信用状態について実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優位にあると誤認</p>	

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>されるおそれがある表示</p> <p>(16) 前各号に掲げるもののほか、自己の製造又は販売に係るチョコレート利用食品の内容について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(過大包装の禁止)</p> <p>第6条 事業者は、内容物の保護、品質保全又は製造技術上必要な限度を超えて、著しく過大な容器又は包装を用いてはならない。</p> <p>(チョコレート利用食品公正取引協議会の設置)</p> <p>第7条 この規約を適正かつ効果的に運用するため、チョコレート利用食品公正取引協議会(以下「公正取引協議会」という。)を設置する。</p> <p>2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者又は事業者団体をもって構成する。</p> <p>(公正取引協議会の事業)</p> <p>第8条 公正取引協議会は、次の事業を行う。</p> <p>(1) この規約の内容の周知徹底に関すること。</p> <p>(2) この規約についての相談及び指導に関すること。</p> <p>(3) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。</p> <p>(4) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。</p> <p>(5) 一般消費者からの苦情の処理に関すること。</p> <p>(6) 不当景品類及び不当表示防止法その他公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること。</p> <p>(7) 関係官公庁との連絡に関すること。</p> <p>(8) その他この規約の施行に関すること。</p> <p>(違反に対する調査)</p> <p>第9条 公正取引協議会は、第3条から第5条までの規定に違反する事実があると思われるときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他の事実について必要な調査を行う。</p> <p>2 事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは5万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。</p>	<p>第4条 規約第6条の「限度」について疑義がある場合は、公正取引協議会の承認を得るものとする。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(違反に対する措置)</p> <p>第10条 公正取引協議会は、第3条から第5条までの規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除すべき旨及び当該違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨を文書をもって警告することができる。</p> <p>2 公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が、当該警告に従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は公正取引委員会に必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前条第3項又は本条第1項若しくは第2項の規定により、警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって公正取引委員会に報告するものとする。</p> <p>(施行規則)</p> <p>第11条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の規則を定め、又はこれを変更しようとするときは、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約の変更は、公正取引委員会の認定の告示のあった日から施行する。</p> <p>2 この規約の変更の施行前に事業者が行った表示については、なお従前の例によることができる。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この施行規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会の認定の告示のあった日から施行する</p> <p>2 この施行規則の変更の施行前に事業者が行った表示については、なお従前の例によることができる。</p>